

平成 25 年定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明資料

◎所管事項説明

- (1) 「三重県中小企業振興条例（仮称）」中間案について・・・資料 1

平成 25 年 11 月 13 日
雇用経済部

資料1

「三重県中小企業振興条例(仮称)」

中間案

(前文)

三重県の中小企業は、企業数・雇用とも本県企業全体の大部分を占め、地域経済や暮らしを支え、けん引している重要な存在である。北勢地域、伊賀地域などにおいては製造業が集積し、南勢地域などにおいては世界に誇る地域資源を活かした観光業が盛んであるなど、三重県には多様な中小企業が数多く存在している。また、中小企業の存在そのものが、地域社会の形成や維持に寄与している。

一方、経済のグローバル化など内外の情勢変化を踏まえると、三重県の中小企業は、地域経済の活性化のために、その競争力を維持・強化していくのみならず、その意欲を一層引き出していくことが求められている。また、少子高齢化や地域の過疎化が進む中、経済性だけでなく、環境、雇用など社会性にも十分な配慮を行う中小企業の集積は、地域の中長期の持続可能性にもつながる。

このため、三重県の中小企業の目指すべき姿は、地域経済の担い手として意欲を持って事業に取り組み、自らの経営の向上及び改善に対する主体的な努力をし、地域の雇用を守り、地域社会のために貢献しようとする企業である。

県は、県内中小企業が地域経済の担い手であることを認識し、中小企業の特性に
応じた支援を行うとともに、中小企業の中でも特に地域に密着している小規模企業
者の意欲を引き出す支援を行うものとする。中小企業・小規模企業者の振興が、県
内経済の発展や県民生活の向上のみならず、日本全体の発展にもつながるものと認
識し、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、この条例を制定する。

【制定の趣旨】

前文は、三重県の中小企業の果たしている役割、中小企業を取り巻く現状、中小企業の目指すべき姿、県の中小企業支援の方向性を明らかにしたものです。

三重県の中小企業は、県内企業数の99.8%、雇用の86.3%を占めています。また、石油化学、輸送用機械、電気機械の分野を中心に、三重県の中小企業の製造品出荷額は、全国14位（2009年）、製造業全体の付加価値額も全国11位（2009年）、と高い競争力を有しています。一方で、2008年の世界金融経済危機の際、全国の経済成長率が前年度比マイナス2.5%のところ、三重県ではマイナス9.8%と、全国で最も落ち込みが激しくなるなど、三重県は特定の業種に偏った脆弱な産業構造でもあります。

こうした中で、県内中小企業の競争力の維持・強化はむろん、多様な中小企業・小規模企業者の意欲を引き出すことが重要な課題です。新商品や新サービスの開発支援はもとより、地域に密着している小規模企業者のきめ細かな支援、社会革新につながるようなイノベーションを起こす中小企業を育成する必要があると考えます。

加えて、中小企業の存在そのものが地域社会の形成や維持に寄与しており、少子高齢化や地域の過疎化が進む中、環境や雇用などに十分配慮し地域社会の活性化に貢献することを目指し実践する企業の振興を図る必要があると考えます。そのため、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの担い手として、地域に密着している小規模企業者の意欲を引き出し、地域活性化につなげていくことが重要です。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、事業者及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、中小企業振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

【制定の趣旨】

本項は、条例制定の目的について明記しています。

ここでは、前文にあるような中小企業の果たす役割の重要性をかんがみ、本条例において、中小企業の振興についての基本理念を定め、県の責務、事業者及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、中小企業振興に関する施策の基本となる事項を定めることとしています。

(基本理念)

- 第2条 中小企業の振興は、中小企業者の経営の向上及び改善に対する主体的な努力を促進することを旨とし、推進されなければならない。
- 2 中小企業の振興は、中小企業が地域の雇用を守り、地域社会の形成や維持に寄与しているとの認識の上で、推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、経営資源の確保が困難である小規模企業者がコミュニティの重要な担い手であると認識するとともに、経営規模及び経営形態を勘案して、きめ細かく支援することを旨として推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、県、国、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業に関する団体、教育機関、大学等、金融機関、大企業者及び県民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

【制定の趣旨】

本項は、中小企業の振興について、基本理念を定めています。

まず、第1項において、中小企業の主体的な努力を促していくことを中小企業の振興の基本とし、第2項において、前文にも記載したとおり、中小企業の存在そのものが地域の雇用を守り、地域社会の形成や維持に寄与しているとの認識の上で振興する旨を基本理念として明記しています。

第3項は、中小企業の中で、特に、小規模企業者に関する規定です。小規模企業者は、県内中小企業の約90%を占め、地域の経済や暮らしを支え、コミュニティの中核的役割を担っており、大変重要な存在であると認識しています。そのため、小規模企業者に対しては十分に配慮した取組を行っていくことが重要であり、地域の商工団体などと連携し、痒いところに手の届く支援を行っていく必要があります。

第4項は、中小企業の振興にあたっては、関係者との緊密な連携協力を行うことが重要であることから規定しています。

(責務等)

- 第3条 県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策について策定し、実施する責務を有する。
- 2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業に関する団体、教育機関、大学等、金融機関、大企業者及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。
 - 3 市町は、基本理念にのっとり、県及び他市町と連携し、中小企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。
 - 4 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上及び改善を図るよう努めるものとする。
 - 5 中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成その他雇用環境の整備に努めるものとする。
 - 6 中小企業者は、主体的な事業活動を通じて、豊かで活力のある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。
 - 7 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、中小企業の振興に関する施策の実施について、協力するよう努めるものとする。
 - 8 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労観・職業観の育成に努めるものとする。
 - 9 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。
 - 10 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。
 - 11 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業が本県の経済を支える重要な存在であることについて理解を深めるとともに、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。
 - 12 県民は、基本理念にのっとり、中小企業が地域経済の担い手であることを認識し、中小企業の振興が地域社会の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

県の責務や中小企業者の努力、各関係主体の役割を明記しています。
また、県民については、その理解と協力について明記しています。

(ものづくり産業の振興)

第4条 県は、ものづくり産業における新たな需要の創出その他ものづくり産業における高付加価値化を図るため、技術開発の支援、新分野への進出の支援、設備導入支援、同業種・異業種との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、ものづくり産業の振興について明記しています。

近年の新興国の急激なキャッチアップにより、国内中小企業と海外企業との技術力の差がなくなりつつあります。国内でも、同業者等との価格競争の中で、県内中小企業が生き残っていくには優位に立てる技術力を維持・発展させることがますます重要になっています。

また、グローバル経済の中、地域経済を守るため、産業の集積を促進することが必要です。

このため、県として、中小企業の技術開発の支援、新分野の進出の支援、高度化・効率化を図るための設備投資に対する支援、農商工連携等を含めた同業種・異業種との連携の促進などの施策を講じていくこととします。

(商業及びサービス業の振興、まちづくり等による地域の活性化)

- 第5条 県は、商業又はサービス業を営む中小企業者を振興するため、生産性の向上や顧客ニーズを踏まえた事業展開の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、地域の特色を生かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、伝統産業や地場産業の振興を図るため、現代の生活様式に合わせた商品開発、その産業に特有の技能の継承の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

みえ産業振興戦略では、「ものづくり産業」と「サービス産業」とは、経済をけん引していく際の「産業の両輪」となるべきものとしてとらえています。実際、三重県経済の付加価値額、県内雇用の6割以上を占め、事業所数でも県内中小企業の約8割がサービス産業となっています。本項の第1項では、観光業などサービス業に特化した施策について明記しています。

例えば、観光業においては、三重県にいかに来てもらうかが重要であり、県外への情報発信やコーディネートする人材の育成などが必要です。

本項の第2項では、まちづくりと一体となった中小企業支援について明記しています。商店街をはじめとする地域商業について、その衰退により、コミュニティ機能の低下や住民の日常生活上の支障などの影響が懸念されています。商店街などの商業の集積の活性化は、地域のインフラ基盤として捉えていく必要があります。

本項の第3項では、伝統産業や地場産業の振興について明記しています。三重県の伝統産業や地場産業は、地域の歴史・文化・風土と密接に結びつき脈々と営まれてきた産業であり、これまでも地域を支えてきただけでなく、本県の魅力を語る上でも欠かせないものと認識しています。

(小規模企業者に対する支援)

- 第6条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業者がコミュニティの重要な担い手であると認識し、地域密着型の産業に着目したきめ細かい支援体制を構築するものとする。
- 2 県は、地域の商工団体等との連携を通じた経営に関する相談や指導の充実を図るものとする。
 - 3 県は、小規模企業者同士のグループ化、新製品の開発、販路開拓その他の必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、基本理念の第3項に基づき、小規模企業者に対する支援について規定したものです。

小規模企業者は、県内中小企業の約90%を占め、地域の経済や暮らしを支え、コミュニティの中核的役割を担っており、大変重要な存在であると認識しています。

少子高齢化や地域の過疎化が進む中で、小規模企業者は利益は少ないものの、地域課題を解決する重要な存在であり、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスといった事業を含め、地域密着型の産業に着目したきめ細かい支援が必要であると考えます。

そのため、第1項では、経営不振や担い手不足に直面する小規模企業者や支援策の情報が得ることが難しい小規模企業者に対する相談体制を構築していくこととします。

第2項では、小規模企業者が共通して抱える課題や地域課題の解決に向け、商工団体が地域に密着して行う取組に対して必要な施策を講ずることとします。

第3項では、小規模企業者間の連携（グループ化）を通じた商品開発、販路開拓といった小規模企業者のトライアル事業を支援していきます。

（三重県版「経営向上・改善計画（仮称）」の認定及び支援）

- 第7条 中小企業者は、規則で定めるところにより、経営の向上及び改善にかかる計画（以下「経営向上・改善計画（仮称）」という。）を作成し、これを県に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 県は、中小企業者が経営向上・改善計画（仮称）の実行に取り組むにあたって、当該計画が着実に実行されるよう、当該中小企業者への資金供給その他の必要な措置を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

基本理念において、中小企業者の経営の向上及び改善に対する主体的な努力を促進することを旨としています。中小企業者の挑戦を後押しするだけでなく、中小企業者のやる気を引き出すために、県独自の経営の向上及び改善にかかる計画（三重県版「経営向上・改善計画（仮称）」）の認定制度を創設し、その計画が着実に実行できるような措置を講ずることを定めています。

この計画は、多様な中小企業の発展段階に応じて作られるもので、地域の多様な需要に応えるための取組や、あるいは全国や世界の市場を目指して成長していこうとする取組など中小企業の様々な挑戦を後押しするだけでなく、やる気を引き出し、例えば、介護や福祉、建設、土木といった分野や、農業など第一次産業との連携による新しい事業展開についても想定しています。

計画の作成に当たっては、地域の商工団体との対話が重要であると考えており、経営指導員に対する本制度の普及啓発や、スキルアップのための支援、さらには専門人材も配置するなど、地域の商工団体との対話を重ねながら、中小企業者を支える支援体制の強化に努めることを考えています。

県から計画の認定を受けた中小企業者には、低利融資の適用やOB人材など企業インストラクターを派遣するための新たな体制整備など、計画を後押しする措置を講ずることを考えています。

(人材の育成・確保)

第8条 県は、経営者の育成を図るため、大学等と連携した経営人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、実践的な能力を備えた人材の育成・確保を図るため、関係機関と連携し、キャリアアップのための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業が、生き生きと働くことができる多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、人材の育成・確保について明記しています。

第1項は経営者の育成、第2項は従業員を念頭においた実践的な能力を備えた人材の育成・確保、第3項は女性や高齢者、障がい者を念頭においた多様な就業機会の提供について定めています。

まず、経営者の育成については、経営ノウハウの向上とあわせて、経営者としての自覚・覚悟の醸成や経営者同士のネットワークが重要と考えており、大学等と連携した経営人材の育成とともに、経営者同士のネットワーク構築など必要な施策を講ずるものとしています。

また、経営資源の少ない中小企業では、独自で人材育成をすることが困難であるとともに、大手企業に目が向いている若者等の人材確保にも苦勞しています。このため、教育機関等や大学等と連携し、キャリアアップなどの仕組みを通じた人材育成を行うとともに、新卒者やOB人材等とのマッチング支援、インターンシップなどの取組、さらには、県内の大学等に在学する学生が、就職先として県内企業を選択するよう人材の定着支援などにも取り組んでいきます。

さらに、女性や高齢者、障がい者などが生き生きと働くことができる就業機会を提供するため、ハローワーク等と連携するなど必要な施策を講ずるものとします。

(資金供給の円滑化)

第9条 県は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、公的な融資の充実、信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

企業が経営の見直しや技術開発を進める際、融資制度の充実が不可欠ですが、中小企業は、不動産担保や保証人確保の難しさから、金融支援を受けにくい場合が多い状況にあります。また、過去の債務を返済できないため、新たな設備投資ができないといった現状があります。

本項では、こうした事情をかんがみ、中小企業への資金供給の円滑化に県として取り組んでいくことを明記しています。

具体的には、県では、中小企業者が事業経営に必要とする設備資金や運転資金を円滑に調達するため、金融機関、信用保証協会、地域の商工団体などの協力を得て、融資制度を設けるとともに、県が保証料補助などの支援を行い、利用者負担の軽減を図っています。また、融資制度の使い勝手の向上を図るためには、事務手続きの簡素化や、丁寧な窓口対応に努めていくことも必要です。

(起業・創業の促進)

第10条 県は、中小企業の円滑な起業・創業及び第二創業を促進するため、起業・創業及び第二創業に関する機運の醸成及び相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、起業・創業、第二創業の促進について明記しています。

起業・創業は経済社会のダイナミズムの原動力であり、雇用の創出に大きな役割を果たしています。また、地域や住民、県民等のニーズに応えた起業・創業が生まれることは、新たな産業の創出につながり、引いては地域経済の活性化にも貢献することが期待されることから、一定数の起業・創業が継続することが望ましいと考えます。

県では、起業・創業や第二創業に関する機運の醸成及び相談体制の充実など、必要な施策を講ずることとします。

具体的には、地域において、地域に残したいビジネスを発掘するとともに、後継者の担い手不足に苦慮している中小企業に対して、地域内外から当該ビジネスの担い手候補を探し、マッチングする事業を想定しています。その際、ビジネスの計画策定や低利融資に対する支援を行い、地域における第二創業や事業承継を促進します。

(事業承継への支援)

第11条 県は、中小企業に蓄積された経営資源が散逸することなく、円滑な事業承継を促進するため、後継者教育などに対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項では、事業承継への支援について明記しています。

事業承継は、家族経営の多い特に小規模企業者にとって重要な課題となっています。また、三重県での事業活動の継続性の観点から、事業承継は重要な課題です。実際、技術・技能等の承継状況について、「うまくいっている」とする割合が、中小企業は約3割、小規模企業者は約2割と低い状況です。また、熟練技能・技術の標準化・マニュアル化について、中小企業は約6割、小規模企業者では約4割に留まっています。

そのため、県として、事業承継に関する相談体制を新たに構築するとともに、後継者教育に対する支援など必要な施策を講ずることとします。

(新たな販路の拡大に挑戦する中小企業者への支援及び海外展開の促進)

- 第12条 県は、国内及び海外での新たな市場の開拓に関する取組を行う中小企業者の販路の拡大を促進するため、中小企業同士のグループ化や共同販路開拓、大都市圏での情報発信の充実を図るとともに、国内外の見本市、商談会等に出展する中小企業者への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、中小企業の海外展開を促進するため、海外との産学官の経済交流その他の必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項では、販路の開拓及び海外展開の促進について明記しています。

中小企業は、マーケティングに人員を振り向けるだけの余裕に乏しいため、広域的な販路開拓の手がかりがない、あるいは新商品の新規性が高く具体的な市場が顕在化していない等の理由から、単独での販路開拓が困難な事業者が少なくありません。

また、本格的な海外展開に関しては、情報、資金、人材といった点で躊躇している企業が少なくないことが現状です。

こうしたことから、中小企業のグループ化や共同による販路開拓を支援することが重要です。また、大都市圏での情報発信の充実を図るとともに、国内外の見本市、商談会等に出展する中小企業者への支援を明記しています。

また、中小企業の海外展開を促進するため、海外との産学官の経済交流や、海外現地での資金調達などの環境整備にも取り組んでいきます。

(情報発信及び顕彰)

第13条 県は、中小企業の認知度の向上を図るため、中小企業が持つ魅力並びに情報の対外的発信の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、本県産業・文化の発展を支え、豊かな県民生活の形成に関し顕著な功績のあったもの又は県内産業の活性化に寄与した事例の顕彰並びに公表に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、中小企業の情報発信及び顕彰について明記しています。

中小企業は相対的に自社の強みや良さに気付いていないため、中小企業の素晴らしい技術や製品に関する情報を発信していくための手立てを講じることが必要です。また、県内の中小企業に対する顕彰も必要な施策と考えます。

(みえ中小企業振興推進協議会の設置)

第14条 県は、中小企業の振興について、地域の事情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとに「みえ中小企業振興推進協議会」の設置その他必要な施策を講ずるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、中小企業振興の推進について明記しています。

本条例に基づく中小企業振興が、地域において具体的かつ計画的に実行されていくことが重要です。そのため、地域ごとに中小企業振興を推進するための仕組み（みえ中小企業振興推進協議会）を構築することを考えています。

(財政上の措置)

第15条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本項は、基本理念に基づいて実施される中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、必要な予算措置を講ずるよう努めるものとするという方針を示したものです。